

び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による医療保険並びに国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に基づく医療給付をいう。

⑫ 「医療費」とは、健康保険に関する法令の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）の対象になる医療費（健康保険に関する法令の規定による食事療養に係る費用を除く。）をいう。

⑬ 「保護者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
ア 乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児等の生計を維持する程度の高い者）

イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児等を監護し、かつ、その生計を維持する者

（対象者）

第3条 この条例による医療費の補助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する乳幼児等（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号に掲げる施設又は病院若しくは診療所で本市の区域外に存するものに入所措置が採られ、若しくは入所し、又は入院したことにより他の市町村_____の区域内に住所を有するに至つた乳幼児等で当該措置が採られ、若しくは入所し、又は入院した時以前に本市の区域内に住所を有していたと認められるもののうち、市長が定める者を含む。）の保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める所得（規則の定めるところにより算出した所得をいう。以下同じ。）が制限額未満である者（乳児の保護者及び本市が実施する乳児健康相談を当該幼児又は発達障害児が乳児であつた時に受診した幼児又は発達障害児の保護者その他市長が認める乳幼児健康相談を受けている幼児又は発達障害児の保護者に限る。）

ア 乳児 当該乳児が出生した年の前年の所得（当該乳児が1月1日から6月1日までの間に出生した場合においては、出生した年の前々年の所得とする。）

イ 1歳児 当該1歳児が出生した年の所得（当該1歳児が1月1日から6月1日までの間に出生した

(3) （現行に同じ。）

④ 「保護者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
ア 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者）

イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

（対象者）

第3条 この条例による医療費の補助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する子ども（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号に掲げる施設又は病院若しくは診療所で本市の区域外に存するものに入所措置が採られ、若しくは入所し、又は入院したことにより他の市町村（特別区を含む。）の区域内に住所を有するに至つた子どもで当該措置が採られ、若しくは入所し、又は入院した時以前に本市の区域内に住所を有していたと認められるもののうち、市長が定める者を含む。）の保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その監護する子どもが15歳に達する日の翌日の属する年までの各年の前年（当該子どもが1月1日から6月1日までの間に出生した場合においては、前々年）の所得（規則の定めるところにより算出した所得をいう。以下同じ。）が制限額未満である者

場合においては、出生した年の前年の所得とする。)

ウ 2歳児 当該2歳児が出生した年の翌年の所得
(当該2歳児が1月1日から6月1日までの間に
出生した場合においては、出生した年の所得とす
る。)

エ 3歳児 当該3歳児が出生した年の翌々年の所
得(当該3歳児が1月1日から6月1日までの間に
出生した場合においては、出生した年の翌年の所得
とする。)

オ 4歳児 当該4歳児が満3歳に達した日の翌日
が属する年の所得(当該4歳児が1月1日から6月
1日までの間に出生した場合においては、出生した
年の翌々年の所得とする。)

カ 5歳児 当該5歳児が満4歳に達した日の翌日
が属する年の所得(当該5歳児が1月1日から6月
1日までの間に出生した場合においては、満3歳に
達した日の翌日が属する年の所得とする。)

キ 6歳児 当該6歳児が満5歳に達した日の翌日
が属する年の所得(当該6歳児が1月1日から6月
1日までの間に出生した場合においては、満4歳に
達した日の翌日が属する年の所得とする。)

ク 発達障害児

(7) 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満
7歳に達する日の属する月の末日までの間にあ
る発達障害児 当該発達障害児が満5歳に達し
た日の翌日が属する年の所得(当該発達障害児が
1月1日から6月1日までの間に出生した場合
においては、満4歳に達した日の翌日が属する年
の所得とする。)

(4) 満7歳に達する日の属する月の翌月の初日か
ら満8歳に達する日の属する月の末日までの間
にある発達障害児 当該発達障害児が満6歳に
達した日の翌日が属する年の所得(当該発達障害
児が1月1日から6月1日までの間に出生した
場合においては、満5歳に達した日の翌日が属す
る年の所得とする。)

(7) 満8歳に達する日の属する月の翌日の初日か
ら同日以後の最初の3月31日までの間にある
発達障害児(満8歳に達する日の属する月が3月
である者を除く。) 当該発達障害児が満7歳に
達した日の翌日が属する年の所得(当該発達障害
児が1月1日から6月1日までの間に出生した
場合においては、満6歳に達した日の翌日が属す
る年の所得とする。)

(2) 前号に掲げる者以外の者で同号に掲げる区分に応
じそれぞれに定める所得が制限額未満であるもの

(3) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災

(削る。)

(2) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災

害を受ける等特別の事情があると市長が認めた者

2 前項第1号又は第2号に規定する制限額は、次に掲げる者（以下「被扶養者」という。）がないときは532万円とし、被扶養者があるときは532万円に当該被扶養者1人につき38万円（第1号に掲げる者が同項第1号又は第2号の所得において所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額とする。

(1) 保護者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）

(2) 保護者の扶養親族等でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）で、当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したもの

（一部負担金）

第4条 前条第1項第1号又は第3号に規定する対象者は、乳幼児等が医療機関等（病院、診療所及び薬局並びにその他市長が定めるものをいう。以下同じ。）で入院以外に係る医療（初診料の算定の対象となるものに限る。）（保険医療機関の保険医等から交付された処方せんによる保険薬局での薬剤の支給

を除く。）を受けた場合には、医療機関等ごとに1日につき500円（医療費の総額のうち健康保険に関する法令及び他の法令の規定によつて対

害を受ける等特別の事情があると市長が認めた者

2 前項第1号（削る。）に規定する制限額は、次に掲げる者（以下「被扶養者」という。）がないときは532万円とし、被扶養者があるときは532万円に当該被扶養者1人につき38万円（第1号に掲げる者が同項第1号（削る。）の所得において所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額とする。

(1) （現行に同じ。）

(2) 保護者の扶養親族等でない者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）で、当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したもの

（補助の範囲）

第4条 補助の対象となる医療は、次に掲げるものとする。

(1) 子どもに対する入院に係る医療

(2) 乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）又は児童（9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳幼児以外の者をいう。以下同じ。）に対する入院以外に係る医療

2 対象者に対する補助の額は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費の総額のうち健康保険に関する法令及び他の法令の規定によつて対象者が負担すべき額に相当する額（以下「自己負担金相当額」という。）から次条に規定する一部負担金の額を控除した額とする。

(1) 子どもに係る疾病又は負傷につき療養の給付等を受けたとき。

(2) 子どもに係る疾病につき、他の法令の規定によつて医療を受けるための費用について公費負担を受けたとき。

（一部負担金）

第5条 （削る。） 対象者は、乳幼児又は児童が医療機関等（病院、診療所及び薬局並びにその他市長が定めるものをいう。以下同じ。）で入院以外に係る医療（削る。）

（保険医療機関の保険医等から交付された処方箋による保険薬局での薬剤の支給、指定訪問看護又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師による施術を除く。）を受けた場合には、医療機関等ごとに次の各号に掲げる医療の区分に応じ当該各号に定める額（自己負担金相当額が当該各号に定める

象者が負担すべき額に相当する額（以下「自己負担金相当額」という。）が500円に満たない場合にあつては、当該自己負担金相当額を一部負担金として、当該医療機関等に支払うものとする。

2 前条第1項第2号に規定する対象者は、幼児又は発達障害児が医療機関等で医療（保険医療機関の保険医等から交付された処方せんによる保険薬局での薬剤の支給を除く。）を受けた場合には、医療機関等ごとに1日につき500円（自己負担金相当額が500円に満たない場合にあつては、当該自己負担金相当額）を一部負担金として、当該医療機関等に支払うものとする。

3 前2項の規定の適用に当たつては、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の医療機関等とみなす。

4 対象者が同一の月に同一の医療機関等において入院に係る医療に対する第2項に規定する一部負担金の支払を14日行つたとき又は入院以外に係る医療に対する第1項若しくは第2項に規定する一部負担金の支払を4日行つたときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、第1項又は第2項に規定する一部負担金は、その月のその後の期間内における当該医療機関等による入院に係る医療又は入院以外に係る医療に対し、それぞれ支払うことを要しない。

額

_____に満たない場合にあつては、当該自己負担金相当額を一部負担金として、当該医療機関等に支払うものとする。

(1) 保護者の所得が基準額未満の乳幼児又は児童に対する医療（初診料の算定の対象となるものに限る。）

_____1日につき500円

(2) 保護者の所得が基準額以上の乳幼児（第4号に該当する乳幼児を除く。）に対する医療 1日につき1,000円

(3) 保護者の所得が基準額以上の児童（次号に該当する児童を除く。）に対する医療 1日につき1,500円

(4) 保護者の所得が基準額以上の乳幼児又は児童であつて、当該保護者の監護する子どもが3人以上いる場合の当該子どものうち年長者2人を除いた者であるもの（当該保護者の監護する子どものうちの1人又は数人が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと等により当該保護者の監護する子どもに該当する者の数が3人未満となつた場合の当該保護者の監護する乳幼児又は児童のうち、当該場合に該当することとなつた日の前日において当該保護者の監護する子どものうち年長者2人を除いた者に該当していた者であつて、次条第1項の規定により交付された同項に規定する資格者証の有効期間が満了していないものを含む。）に対する医療（初診料の算定の対象となるものに限る。） 1日につき500円

2 前項各号に規定する基準額は、被扶養者がいないときは295万2,000円とし、被扶養者があるときは295万2,000円に当該被扶養者1人につき38万円（扶養親族等が同項各号の所得において所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額とする。

3 第1項の規定の適用に当たつては、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の医療機関等とみなす。

4 対象者が同一の月に同一の医療機関等において第1項第1号若しくは第4号に掲げる医療に係る一部負担金の支払を4日行つたとき又は同項第2号若しくは第3号に掲げる医療に係る_____一部負担金の支払を2日行つたときは、同項_____の規定にかかわらず、同項_____に規定する一部負担金は、その月のその後の期間内における当該医療機関等による（削る。）_____入院以外に係る医療に関し、_____支払うことを要しない。

(補助の範囲)

第5条 対象者に対する補助の額は、次の各号のいずれかに該当する場合における自己負担金相当額から前条に規定する一部負担金の額を控除した額とする。

(1) 乳幼児等に係る疾病又は負傷につき療養の給付等を受けたとき。

(2) 乳幼児等に係る疾病につき、他の法令の規定によつて医療を受けるための費用について公費負担を受けたとき。

(資格者証等)

第6条 市長は、対象者に対し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の補助を受ける資格を証する資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。

2 対象者は、医療機関等において、乳幼児等が診療等を受ける際、当該医療機関等に資格者証を提示するものとする。

(医療費の支払等)

第7条 第5条の規定により補助すべき医療費の支払等については、規則の定めるところにより行うものとする。

(補助の制限等)

第8条 市長は、対象者が乳幼児等の疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうちこの条例による医療費の補助に相当する給付があると認められるときは、その価額の限度において、第5条の規定による補助の額の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った補助の額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の行為によつて医療費の補助を受けた者があるときは、その者から、既に支払った金額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 医療費の補助を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任規定)

第10条 この条例に定めるもののほか、医療費の補助に関し必要な事項は、市長が定める。

(削る。)

(資格者証等)

第6条 (現行に同じ。)

2 対象者は、医療機関等において、子どもが診療等を受ける際、当該医療機関等に資格者証を提示するものとする。

(医療費の支払等)

第7条 第4条の規定により補助すべき医療費の支払等については、規則の定めるところにより行うものとする。

(補助の制限等)

第8条 市長は、対象者が子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうちこの条例による医療費の補助に相当する給付があると認められるときは、その価額の限度において、第4条第2項の規定による補助の額の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った補助の額に相当する金額を返還させることができる。

2 (現行に同じ。)

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 (現行に同じ。)

(委任規定)

第10条 (現行に同じ。)

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島市子ども医療費補助条例（以下「新条例」という。）第3条第1項に規定する対象者に対する新条例第6条第1項に規定する資格者証の交付に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる診療等に係る医療費の補助について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の補助については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日において改正前の広島市乳幼児等医療費補助条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項に規定する対象者である者に係る一部負担金については、新条例第5条の規定及び前項の規定にかかわらず、旧条例第6条第1項の規定により交付された同項に規定する資格者証の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。
- 5 施行日の前日において旧条例第3条第1項第1号（クに係る部分に限る。）に該当する同項に規定する対象者であつて、施行日からその監護する旧条例第2条第9号に規定する発達障害児が8歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において新条例第3条第1項に規定する対象者であるものに係る一部負担金については、新条例第5条の規定及び附則第3項の規定にかかわらず、同日までの間は、なお従前の例による。
- 6 広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年広島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表広島市乳幼児等医療費補助条例（昭和48年広島市条例第102号）の項中「広島市乳幼児等医療費補助条例」を「広島市子ども医療費補助条例」に改める。

- 7 広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年広島市条例第 号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち広島市個人番号の利用に関する条例（平成27年広島市条例第52号）別表第1中10の項を12の項とし、7の項から9の項までを2項ずつ繰り下げ、6の項の次に7の項及び8の項を加える改正規定並びに同条例別表第2の1の項、6の項、11の項及び13の項を改め、同表中20の項を22の項とし、17の項から19の項までを2項ずつ繰り下げ、16の項の次に17の項及び18の項を加える改正規定中「広島市乳幼児等医療費補助条例」を「広島市子ども医療費補助条例」に、「乳幼児等に」を「子どもに」に改める。